

【諮問第107号】

14川公審第4号

平成14年4月24日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市公文書公開審査会
会長 多賀谷 一 照

公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成12年12月13日付け12川建用1第417号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する不服申立ての件について、次のとおり答申します。

【諮問第107号】

1 審査会の結論

不服申立人の公文書閲覧等請求に対し、実施機関川崎市長が行った一部公開処分は、妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

(1) 平成12年9月7日、本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、閲覧等の請求に係る公文書の内容を次のとおりとし、写しの交付請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「用地第2課と長い年数かけて道路計画で土地、建物全部かかるところを始め（第1回目）にまとめた書類全部（建物解体金額含む）を写しで出してほしい。

全部まとめた合計金額及び契約を全部第1回目の時押した書類必要のため長年役所にさがさせてるがある場所不明との事。

所在地は、川崎市中原区新丸子東1丁目 番地に関する枝番全部です。」

(2) 本件請求に対し、実施機関は請求対象公文書を「都市計画道路東京丸子横浜線の中原区新丸子東1丁目 番地についての用地買収、及び補償に関する契約書等一式」と特定し、平成12年9月19日付けで、公開することができない部分及び理由を「住所、氏名、代表地番、印影は、個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別されうる情報であるため（条例第7条第1項第1号に該当）。執行予算額、契約金額、価額の内訳、代表地番以外の地番は用地取得事務事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれがあるため（条例第7条第1項第3号イに該当）」として、公文書閲覧等請求に対する一部公開処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 本件処分に対して、不服申立人が条例第14条第1項に基づき、平成12年11月6日付けで、請求公文書の全部公開、本件処分の取消しを求め異議申立てを行ったのが、本件不服申立て（当審査会諮問第107号事件）である。

3 不服申立人の主張要旨

平成12年11月6日付け異議申立書、平成13年5月2日付け意見書及び平成13年10月9日実施の口頭による意見陳述によれば、不服申立人の主張の概要は以下のとおりである。

(1) 不服申立人は、川崎市との道路計画の契約問題に関して、川崎市の担当課と10年近い長い年数の間、土地建物の代金未払分についての話し合いをしている。その中で契約時の書類を求めているが、いくつかはないらしく、またどこかへ隠されているため、本件請求を行ったものである。

不服申立人は、川崎市との契約時に契約者と同様し、契約印を押したときに一緒にあり、その際に契約に関する書類は作成されていたはずであるから、始めから担当した川崎市職員の説明により提出したものの書類隠しの疑問及び補償金額不正問題も含め、契約金の未払分に関する問題解決のために、公文書の全部公開を望んでいる。

(2) 不服申立人は、道路の問題で、川崎市の担当課と9年以上話し合いを進めてきており、この問題では弁護士も3回ほど代わっている。

契約は、当時、契約者である母の体調が悪いく所だったので、後で困らないように測量も入れて金額を全部まとめ、市長に認められたものである。その後、不服申立人は川崎市側の担当者が代わり、契約金の支払いがなされないのをおかしいと思い、川崎市の担当課と話し合いを進めていたところ、契約に関する書類がどこにあるか分からないと言われた。

不服申立人が問題としているのは、契約金の支払いがされていないということである。不服申立人は、問題が生じてからもうすぐ10年近く経ってしまうので、何とか早くこの問題を終わらせたいと思い、川崎市の担当課がどこにあるか分からないとする契約に関する書類を川崎市の方で探して、不服申立人に出すことが問題解決になるため、公文書閲覧等請求をしたものである。

4 実施機関の主張要旨

平成13年2月1日付け処分理由説明書及び平成13年8月3日実施の事情聴取によれば、実施機関の主張の概要は以下のとおりである。

(1) 処分理由の説明

ア 条例第7条第1項第1号では、個人に関する情報を保護するため、個人生活事項について、特定個人が識別され、又は識別され得る公文書は閲覧等を拒むことができる」と定めている。

不服申立人が請求する当該契約書に記載されている住所、氏名、代表地番を公開すると、その土地が誰から買収されたものかといった個人情報が、明らかになるものである。

さらに、川崎市がすでに公開している用地買収に関する情報と照合すれば、場所によっては契約金額（買収金額）、各土地単価といった情報まで割り出されるおそれがある。

また、印影については、契約等は実印が押されているのが通常であり、これを公開することは、その個人がどういう実印を使用しているかが明らかとなり、悪用される可能性もあり得る。

イ 条例第7条第1項第3号イでは、市が行う事業に関する情報であって、当該事業の性質上、公開することにより、当該事業の適正な執行を妨げるおそれのある公文書は閲覧等を拒むことができると定めている。

不服申立人が請求する当該契約書等に記載されている執行予算額、契約金額、価額の内訳、代表地番以外の地番を公開すると、未買収地の土地所有者がこの情報をもとに自ら算定した買収金額に固執し、円滑な用地買収に支障を生ずるおそれがあり、また、将来川崎市が行う用地買収において、自己の私的、内部的情報を公開されることを危惧し、交渉に応じないものも現れるおそれがある。

(2) 異議申立ての理由等に関する意見

不服申立人は異議申立ての理由として、平成3年度に行われた東京丸子横浜線事業に伴う用地買収（中原区新丸子東1 - ）の際に、同時に契約が行われたと思

い込んでいる同字「1 - - , 」の物件補償の代金が支払われていないことを挙げている。(異議申立書に記載されている「内容証明」とは、契約に伴う代金支払いの催告状を内容証明付きの郵便で送付していることをさす。平成11年6月から平成12年5月までの1年間に5度行っている。)

これは、全く不服申立人の思い違いであって、過去当該地番の物件補償の契約を締結した事実はない。当然契約書もなく、支払いの義務もない(契約が事実であれば、不服申立人も(川崎市が保管しているのと同じ)契約書を持っているはずであるが、手元にはないとの由。)

不服申立人が今回閲覧等請求をし、川崎市で保管しているもののうち、公開可能なものはすべて公開しており、不服申立人の主張する文書隠蔽の事実はない。

5 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書は、都市計画道路東京丸子横浜線の中原区新丸子東1丁目823番地についての用地買収及び補償に関する契約書一式である。

この事業は、川崎市都市計画道路事業として川崎市中原区丸子通1丁目の丸子橋橋詰を起点とし、中原区木月字中山道の横浜境に至る総延長3,250メートルの主要幹線道路についてのものであり、昭和21年8月26日に都市計画決定されたものである。

不服申立人の主張に係る事業区間は、川崎市中原区丸子通1丁目の丸子橋橋詰から、同区新丸子東2丁目先の都市計画道路川崎駅丸子線との交差に至る749メートルを、平成元年12月15日(告示第1,056号)に事業認可を告示した部分に関する区間である。

不服申立人の請求に係る中原区新丸子東1丁目 番地の事業用地は、不服申立人の母が所有する土地947平方メートルのうちの665平方メートルである。

実施機関は、この事業用地全体を3年間程度に分けて買収に協力してもらうこととして協議を進め、まず、平成3年度に中原区新丸子東1丁目 番地(114.15㎡)について建物調査のうえ、契約し、土地の引渡しを受け完了した。つぎに、中原区新丸子東1丁目 番地に所在する建物及び同 番地に所在する建物についての物件移転補償契約が進められることとなって、それらの建物等の調査は平成4年7月に着手し終了したが、不服申立人側の事情で用地交渉が進捗しない状況のなかで、平成4年12月までに上記823番地9に所在する建物について自主的な解体撤去がなされた。その後、残事業用地の買収について平成7年7月に、土地収用法第39条第2項に基づく土地収用の裁決申請がなされ、審理の結果平成8年6月に裁決がなされ、平成10年4月上記 番地 及び の土地の引渡しがなされた。なお、上記 番地 及び は、建物等の解体撤去がなされていないために土地の引渡しはなされていない。

このような経過において、実施機関は、不服申立人から都市計画道路東京丸子横浜線の中原区新丸子東1丁目 番地についての、用地買収及び補償に関する契約書一式を対象とする公開請求に対して、条例第7条第1項第1号(個人情報)及び同第7条第1項第3号イ(事業執行過程情報)を理由として、一部公開処分を行った。

(2) 条例第7条第1項第1号は、「個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」を非公開とすることができるとする。このような情報は、公開されることにより個人のプライバシーが侵害されることとなるおそれがあるので、公開

しないこととされたものである。もっとも、どのような情報が個人情報かについては、情報公開制度との関連で慎重に判断しなければならないが、本件処分において非公開とされた情報は、住所、氏名、代表地番、印影であり、これらを個人生活事項として非公開とした実施機関の判断は妥当である。

また、条例第7条第1項第3号イは、市政執行に関する情報であって「検査の計画、入札の予定価格、試験の問題、交渉の方針、争訟の処理方針等の市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれのあるもの」を非公開とすることができるとしている。この事業執行過程情報は、事務事業の性質上、公開により事務事業の公正を害したり適正な執行を妨げることになる情報を非公開としたものであるが、本件処分において、執行予算額、契約金額、価額の内訳、代表地番以外の地番は、市が行う事務事業に関する情報であり、事務事業の性質上、公開により事務事業の公正を害したり適正な執行を妨げるおそれがあると考えられるもので、これらを非公開とした実施機関の判断は妥当である。

- (3) ところで、実施機関からの事情聴取及び不服申立人の意見陳述を含めて検討すると、不服申立人の異議申立ての趣旨は、平成3年度に行われた東京丸子横浜線事業に伴う用地買収の際に、中原区新丸子東1丁目 番地 に所在した建物等の物件移転補償契約も同時に締結されたにもかかわらず、実施機関が、上記契約書を隠蔽し、補償金を支払っていないという理由から、本件不服申立てをしているものと解される。

そこで、あらためて上記 番地 に所在した建物等についての、補償の経過を確認することとする。

実施機関が平成3年度に行った事業は、中原区新丸子東1丁目 番地 についての部分であり、不服申立人の主張する 番地 部分についての建物等調査が行われたのは平成4年7月である。建物等調査が行われないままに、その建物等についての補償交渉が行われることはない。したがって、平成3年度に行われた買収の際に、番地 に所在した建物についての物件移転補償契約がなされたと認めることはできない。また、平成4年7月に 番地 に所在した建物について建物等調査が行われたが、その後、不服申立人側の事情により物件移転補償契約の締結ができないままに、平成4年12月までに当該建物が解体撤去されており、物件移転補償契約は締結されていない。したがって、不服申立人の主張する中原区新丸子東1丁目 番地 に所在した建物等の物件移転補償契約書は存在せず、したがって、これを隠蔽したとの不服申立人の主張は失当である。

- (4) 以上の理由により、実施機関の処分は妥当であると判断し、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 高岡 香

委員 多賀谷 一照

委員 福江 裕幸

委員 安富 潔